

# 法人の管理・運営 編



## 1 指定NPO法人の報告義務

### (1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

指定NPO法人は、毎事業年度終了の日から3か月以内に、下表①～⑩に掲げる書類を市長に提出しなければなりません(条例11、規則10)。

(注) すべてのNPO法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を提出する必要があります(法29)。

#### ○ 札幌市長に毎事業年度提出する書類一覧（市認証法人の場合）

	提出書類	参照ページ	
①	役員報酬規程等提出書（規則様式7）	95	
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
③	収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項を記載した書類(規則様式4)	前事業年度の収益の明細など	
④	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の譲渡等の内容に関する事項を記載した書類(規則様式4)		
⑤	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他の取引内容に関する事項を記載した書類(規則様式4) ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 イ 役員等 <sup>(注1)</sup> との取引		
	⑥		寄附者(当該指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 <sup>(注2)</sup> で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り、)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類(規則様式4)
⑦	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類(規則様式4)		
⑧	支出した寄附金の額並びにその相手先、支出年月日及び寄附の目的等(規則様式4)		
⑨	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限り、)におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類(規則様式4)		
⑩	指定基準に適合している旨を説明する書類（P59～86）のうち、条例第4条第1項第4号（法第45条第1項第3号（ロを除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由（第6条各号）のいずれにも該当していない旨を説明する書類（指定基準適合表(第4表、第5表、第6表、第7表)、欠格事由チェック表)		59～86
⑪	法人及び事業の概要報告書(規則様式8)		96

(注1) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のア～ウに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

ア 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

イ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ウ 上記ア、イに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注1)ア～ウに掲げる関係をいいます。

○ 札幌市長に毎事業年度提出する書類一覧（市認証法人以外の場合）

提出書類	
①～⑪	上記①～⑪
⑫	事業報告書（前事業年度分）
⑬	貸借対照表（前事業年度分）
⑭	活動計算書（前事業年度分）
⑮	財産目録（前事業年度分）
⑯	年間役員名簿（前事業年度分）
⑰	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面（前事業年度末日現在）

事業報告書等

(2) 助成金及び海外送金等の報告

指定NPO法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除きます。)を行うときには、次に掲げる書類を作成し、市長に提出しなければなりません(条例11②、規則10③)

○ 助成金及び海外送金等の報告

	書類の作成時期	作成(提出)書類
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	助成金支給実績提出書
海外への送金又は金銭の持出しを行う場合(その金額が200万円以下のものを除きます。)	送金又は持出し前 〔災害に対する援助等緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、送金又は持出し後遅滞なく〕	海外への送金又は金銭の持出しの提出書

(3) その他の報告（変更の届出）

指定NPO法人等は、次表に掲げる「報告事項」欄に該当する事項がある場合には、控除対象特定非営利活動法人変更届出書（様式3）に、「提出書類」欄に掲げる書類を添付し、市長に提出する必要があります。（条例9①、規則7②）

	報告事項	提出書類	備考
①	指定法人が定款の記載内容（登記事項に係る変更の場合に限る。）を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の定款</li> <li>・登記事項証明書</li> </ul>	※市認証法人が、法第25条第4項の規定による認証の申請又は同条第6項の規定による届出を既に市長に行っているときは、報告の必要はありません。
②	指定法人が定款の記載内容（登記事項に係る変更の場合を除く。）を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の定款</li> <li>・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）</li> </ul>	※市認証法人が、法第25条第4項の規定による認証の申請又は同条第6項の規定による届出を既に市長に行っているときは、報告の必要はありません。
③	指定NPO法人の役員の名氏又は住所若しくは居所に変更があった場合	①変更後の役員名簿 ②役員が新たに就任した場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第6条第1項各号に該当しない旨を説明する書類</li> </ul>	※市認証法人が、法第23条第1項の規定による届出を既に市長に行っているときは報告の必要はありません。
④	指定NPO法人の代表者の氏名、事務所の所在地（定款の変更認証が必要な場合を除く。）に変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書</li> </ul>	※市認証法人が、代表者の氏名について法第53条第1項の規定による届出を既に市長に行っているときは、報告の必要はありません。
⑤	指定NPO法人の現に行っている事業を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更の内容を説明する書類</li> </ul>	

## 2 指定NPO法人の情報公開

### (1) 指定NPO法人の情報公開(書類の備置き、閲覧等)

指定NPO法人は、以下の書類について、その主たる事務所及び市内の事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを当該閲覧の請求者が選択した法人の事務所において閲覧させなければならないこととされています(53頁の「指定NPO法人、札幌市における閲覧等書類一覧」参照)(条例10、規則9)。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、規則9③で定める書類
- ⑨ 助成金支給実績提出書
- ⑩ 海外への送金又は金銭の持出しの提出書

### (2) 指定NPO法人の情報公開(インターネット)

指定NPO法人は、上記の書類のうち、①、③、⑥及び⑦の一部について、自らのホームページ等において、インターネットにより公開しなければなりません(P53の「指定NPO法人、札幌市における閲覧等書類一覧」参照)(条例10⑥)。

### (3) 市長の情報公開(閲覧・謄写)

市長は、指定NPO法人から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させることとしています。また、前記1(1)⑩の指定NPO法人及びその事業に係る概要報告書については、インターネットの利用その他の方法により公表することとしています(条例12、規則11)。

《指定 NPO 法人、札幌市における閲覧等書類一覧》

指定 NPO 法人又は札幌市において閲覧等（札幌市においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能期間は次のとおりです。

書 類 名		指定 NPO 法人等			市長			
		備置き 期間	公 開		閲覧 謄写	期間		
			閲 覧	イン ター ネ ット			期 間	
事業報告書等	事業報告書	作成日から翌々事業年度の末日まで		○	作成日から翌々事業年度の末日まで	○	過去3年間に提出を受けたもの	
	計算書類（活動計算書、貸借対照表）			○				
	財産目録			○				
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）			△				
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書			△				
前事業年度の寄附者名簿		5年 間 から 作成 日	△					
役員名簿		常時	○	△	最新のもの	○	最新のもの	
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）			○	○				
指定の申出書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		指定日 から 5年 間	○	△	指定の有効 期間中	○	認定の有効 期間中	
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			○	△				
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		翌々事業年度の末日まで	○	○	翌々事業年度の末日まで	○	過去3年間に提出を受けたもの	
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類		○	△				
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類		○	○				
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		○	△				
	寄附者（当該指定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		○	△				
	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類		○	○				
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類		○	△				
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限り、）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類		○	△				
	指定基準に適合している旨を説明する書類（P59）のうち、条例第4条第1項第4号（法第45条第1項第3項（ロを除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類		○	△				
	※基準等チェック表（第5、6、7、9表）、欠格事由チェック表							

<p>「助成金の支給の実績」を記載した書類</p>	<p>作成日から3年が経過した日を含む 事業年度の末日まで</p>	○	/	<p>作成日から3年が経過した日を含む 事業年度の末日まで</p>	○
<p>「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類</p>		○	/		○



### 3 指定 NPO 法人に対する監督等

#### (1) 指定 NPO 法人に対する報告及び検査

① 市長は、指定 NPO 法人等が法令若しくは法令に基づく行政庁の処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該指定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、市長は、職員に当該指定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(条例 15①)。

② 上記①の検査については、次のように定められています。

ア 市長は、当該検査をする職員に、上記①の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、指定 NPO 法人の役員等に提示させることとしています(条例 15②)。

イ 市長が、上記①の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記アの書面の提示を要しないこととしています(条例 15③)。

ウ 上記イの場合において、市長は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、指定 NPO 法人の役員等上記イの書面を提示させることとしています(条例 15④)。

エ 上記①の検査をする職員が、当該検査により上記ア又はウで理由として提示した事項以外の事項について、①の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではありません。この場合、ア又はイの規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとしています(条例 15⑤)。

オ ①の検査をする職員は、その身分を示す証明書を提示し、関係人にこれを提示しなければなりません。また、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません。(条例 15⑥、⑦、規則 16)

#### (2) 指定 NPO 法人に対する勧告、命令等

① 市長は、指定 NPO 法人について、次のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定 NPO 法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(条例 16①)。

ア 条例第 4 条第 1 項第 3 号(公益要件(発展性と継続性に関する基準)に係る基準(P35 参照))又は第 4 号(同号に掲げる基準のうち法第 45 条第 1 項第 3 号(運営組織及び経理に関する基準(P38 参照)、同項第 4 号イ・ロ(事業に関する基準(P39 参照))、同項第 7 号(不正行為等に関する基準(P41 参照)))に掲げる基準に適合しなくなったとき

イ 条例第 9 条第 1 項の規定(変更の届出(P51 参照))若しくは第 10 条の規定(書類の備置き、閲覧。指定 NPO 法人の情報公開(P50 参照))、第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定(書類の提出)、第 14 条第 1 項の規定(合併の届出)を遵守して

いないとき

ウ 条例第 15 条第 1 項（指定 N P O 法人に対する報告及び検査（P 55 参照）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

エ 上記ア～ウのほか、条例又は条例に基づく規則に違反したとき

② 上記①の規定による勧告を受けた指定 N P O 法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定 N P O に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる（条例 16②）。

③ 上記①の勧告並びに②の命令は、書面により行わなければならない。（条例 16③）

④ 市長は、上記①の勧告又は②の命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公表することとしています（条例 16④）。

### (3) その他の事業の停止

① 市長は、その他の事業を行う指定 N P O 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該指定 N P O 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該指定 N P O 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます（条例 17①）。

② 市長は、上記①の命令を書面により行うこととされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとしています（条例 17②）。

### (4) 指定 N P O 法人に対する指定の取消し

① 市長は、指定 N P O 法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しに必要な手続を行わなければなりません（条例 18①）。

ア 欠格事由（指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないものを除きます。欠格事由については 43 頁を参照願います。）のいずれかに該当するとき

イ 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき

ウ 法第 43 条第 1 項又は第 2 項の規定により設立の認証を取り消されたとき

エ 法第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により認定を取り消され、又は法第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により仮認定を取り消されたとき

オ 指定 N P O 法人が指定の取消しを申し出たとき

カ 指定の有効期間が経過したとき（有効期間の更新の申出をした場合を除く）

キ 指定の有効期間の更新の申出をした場合であって、指定の基準に適合しないと市長が認めたとき

ク 合併の届出をした場合であって、合併後の N P O 法人が指定の基準に適合しないと市長が認めたとき

- ケ 市内に事務所を有しなくなったとき
- コ 指定NPO法人が解散したとき
- ② 市長は、指定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、あらかじめ控除対象特定非営利活動法人審査委員会の意見を聴いたうえで、指定の取消しに必要な手続を行うことができます(条例 18②)。
  - ア 正当な理由がなく前記(2)②又は(3)①の規定による命令に従わないとき
  - イ 前記(2)①ア～エのいずれかに該当する場合において、①の勧告及び②の命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき
- ③ 市長は、指定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び理由を公表することとしています(条例 18③)。
  
- ④ 市長は、指定の取消し等この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、他の公共団体等に照会等を行うこととしています(条例 19)
  - ア 欠格事由の概要の(1)及び(7)の事由 警視総監又は道府県本部長
  - イ 欠格事由の概要の(5)及び(6)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は市長  
村長

